明治施行 平成30年(201 150年に寄せて 8年) は、 明治

元年(1868年)から起算して満 皆さんのお宅にも、明治時代の写真 をテーマとして取り組んでいます。 治以降の歩みを次世代に遺す」こと 明治元年を「近代国家への第一歩を ひ左記までご連絡ください ても貴重なデータとなりますのでぜ や資料がございましたら、町にとっ 踏み出した年」として位置づけ、「明 150年の年に当たります。政府は、 役場総務課 総合政策係

(内線232)

12月25日 (月)

まで

採用種目 自衛官等募集 自衛官候補生

▼募集資格

18歳以上27歳未満

※自衛官候補生は、任期制隊員(陸 > 受付期間 試 ります。 賞与・勤務時間・福利厚生などは 衛隊: 3年間の勤務) です。俸給・ 非任期制隊員と全く同じ処遇にな 上自衛隊:2年間、 験日 詳しくは、 平成30年1月19日(金) 平成30年1月28日(日) まで 地域事務所ま 海上・航空自

自衛隊 新庄地域事務所 新庄合同庁舎(ハローワーク)4階 22 - 5 0 5 7

閰

最上保険所生活衛生室

っているスキーウエア ありませんか?

要になったスキーウエアがありまし たら、無償でお譲りください。 >サイズ スキーウエアのみ

組合事務局(総合開発 くの消防支署 センター) またはお近

※クリーニングした状態のものや、 ▼受付時間 汚れの少ないものをお願いします 最上広域市町村圏事務組合 総務課 8時30分~17時15分

の他、 ら名称も新たに、保護動物の健康管理 正飼養啓発の場として運用予定です。 内に移設します。平成30年2月下旬か の開催を通して、 朽化に伴い、最上総合支庁庁舎敷地 このたび、 犬猫の譲渡会および各種講習会 現動物管理センターの老 動物愛護の推進と適

最上地区動物愛護センター

沖縄の児童のために、ご家庭で不

受付場所 小学校高学年用140 最上広域市町村圏事務 (男女不問) 60㎝程度・大人

大手電力会社関係者を装った 悪質な電話にご注意ください!

間 山形県消費生活センター [消費者ホットライン ☎188]

最近、大手電力会社関係者を 装った機械音声による電話で、「電 気料金プランの見直し」「光熱費 の削減診断」などと称する不審な 電話がかかってきたという相談が 寄せられています。

電気の契約情報を聞き出そうと したり、氏名や住所等を聞き出す ことが目的と考えられます。

少しでも不安な場合は、質問に 答えず、すぐに消費生活相談窓□ にご相談ください。



▼「お宅の電気の契約状況は?」 などといった切り口にはお気をつ けください!



県消費生活センター キャラクター "ケロちゃん"

でお問い合わせください

労働保険の加入手続きは お済みです かっ

※平成30年4月から3年を経過する

は 2

げとなり、

日より前に、

更に0.

都道府県の教育委員会

4 %

働者を1 ぐ労働保険に加入しましょう。 に重要な役割を果たしています。 に支給する保険給付を行うもので、 労働者が業務上や通勤途上で被災し を一人でも雇用している事業主は加 職場の安全・雇用の安定を図るため た場合の保険給付や、 入する義務があります。労働保険は 険とを総称した保険であり、 労働保険とは、労災保険と雇用保 **☎**023−624−8225 山形労働局労働保険徴収室 人でも雇っていれば、 失業した場合 労働者 今す 労

期間

電話

公共職業安定所まで または最寄りの労働基準監督

障がい者がごく普通に地域で暮ら 地域の一員として共に生活でき (障害者雇用率制度)。 この す

ついて、

|緒に解決の糸口を探してい

がんに関する様々な問題や悩みに

がん相談窓口を開設

きます。お気軽にご相談ください。

お電話でのご相談

が い者の法定雇用率 引き上げになります

検診センタ

ります 法定雇用率が平成30年4月1日から 以下のように変わります。 割合で障がい者を雇用する義務があ べての事業主には法定雇用率以上の る「共生社会」実現の理念の下、

▼ 民間企業

国・地方公共団体等

2.

5% 2 %

週3日 (火・水・木)

10時~15時

窓口でのご相談

☎0800-800-8230(無料) 週5日 (月~金) 10時~15時

STOP!長時間労働 山形労働局職業対策課 または最寄りのハローワーク **2**023−626−6101 フリーダイヤル(相談無料) 3%になります 0120-154-052 12月1日 (木)~15日 (金) 民間企業の法定雇用率 1%引き上

金山町路線バス 年末年始の運行について

間 役場町民税務課 くらし安全係 ☎52-2111 (内線241)

▼12月31日(日)【有屋方面のみ運行・16時30分は運休】 有屋方面

7時30分・9時・12時 町立診療所発を運行 ▼1月1日 (月) 全路線運休

※電話相談によるものです。労働時間

賃金・残業代未払い、解雇、賃金カッ

休暇、各ハラスメントなど労働

に関する相談に対応します。

連合山形

☎023−625−0555

▼1月2日 (火) 有屋方面のみ 12時15分診療所発以降を運行

▼1月3日(水) 有屋方面のみ 12時15分診療所発以降を運行

▼1月4日 (木) 全路線通常運行



いつも路線バスをご利用いた だきありがとうございます。 年末年始の臨時運行にご協力

をお願いいたします。

広報かねやま 2017/12月号